

事例	訪問看護を行う従業員の 新型コロナウイルス感染による労災申請	専門予備校での 新型コロナウイルス クラスター発生時の労災申請
発生状況	訪問看護先にて新型コロナウイルス発生が判明 その4日前に訪問していた従業員が濃厚接触者としてPCR検査を実施した結果陽性となった 陽性が判明した時点で症状はなかったが、保健所指示により就業制限を受けた 就業制限は9日間であったため、休業補償給付の申請、死傷病報告を行った	専門予備校の校舎内でコロナ感染者が複数発生、自治体保健所よりクラスター認定された 一人目の感染者は校舎外での感染ルートが確実視されたため、二人目以降について労災の申請を希望
労災認定に関して	医療従事者の場合、業務外の感染が明らかな場合以外は基本的に業務起因性が認められるため、労災申請を行った https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000635285.pdf 災害発生状況について通常通り記載する 感染しないような対策をしていた場合は、例えばマスクをしていた、こまめに手洗いをしていた、等請じた対策も記載する	コロナに関する労災申請については現在全て「調査対象」となる。クラスター認定をされた事業所で勤務していた場合は認定される可能性が高いとはいえ、申請をしてみないと最終的に労災と認定されるかどうかは断言できないとのこと (医療従事者等の場合は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる) https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000635285.pdf ※発症前14日間についてプライベートと業務の両面より、感染ルートに関する調査がされるとのこと
提出書類	・様式8号 ・死傷病報告 ※病院受診はしておらず、療養費の負担もなかったため、5号は提出不要	・様式5号 ・様式8号 ・死傷病報告

死傷病報告について	無症状の場合、死傷病報告の発生日時は診断日を記載する 発生時間は陽性と判明した時間がわかれば記載する 災害発生状況の図、絵は書かなくてよい https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000631412.pdf	※コロナについては例外を除き傷病名と傷病部位は記載例のとりの記載が必要となる https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000631412.pdf
クラスター認定された場合に 必要な書類	-	・自治体等発行のクラスター認定を証明する書類の添付 ・上記書類を自治体等より発行されない場合 各種申請書類余白または発生状況記載欄へ下記を記載する ① 自治体名(保健所名) ② 自治体(保健所)の担当者氏名 ③ ②の担当者連絡先(電話番号)
労災用紙に記載が 必要となる事項	・労災申請用紙の医師の証明欄について、PCR検査で陽性が判明しており、医師の診断を受けなかった場合には基本的に保健所の証明書が必要となる ・保健所から「第3号様式(第4条関係)」の就業制限に関する書類が発行される この書類には初診日、診断日、等の記載があるので8号に添付して提出 ※保健所書類は、陽性判明からおおよそ3週間後に届いた 保健所からの書類がない場合は保健所から口頭で言われた内容、対応した保健所名を記載して申請	・業務上のいつ(何月何日)どのような状況で感染者と接触したか ・最初の症状について具体的に(発熱 など) ・最初の症状があらわれたのはいつか ・いつ病院を受診/PCR検査し、いつ陽性判定となったか
コロナに関する 治療費	-	現状全て公費で支払われるため、発症して病院を受診・入院された場合でも本人負担はないが労災申請を希望する場合は受診した医療期間へ様式5号の提出が必要
傷病の初日について	-	コロナ感染の場合「傷病の初日 = 病院の初診日」となる可能性は高いものの、病院受診日前に発症していた際に発症日が初日と認定される場合などもあり、労基署より決定があるまで初日の確定はできないとのこと
退院～職場復帰までの 期間について	-	コロナの場合、退院した場合でも職場の規程等によりすぐに復帰ができない場合は、受診した医療機関へ会社の規程により〇〇日間は自宅待機が必要である旨等を伝えることにより、退院～職場復帰までの期間についても証明をもらえるケースが多い 証明があれば、休業補償給付の申請が可能・支給対象となる
傷病手当金の 支給申請をおこなう場合	-	労災申請を希望し、申請したが認定されなかった、または初めから労災ではなく傷病手当金での申請を希望された場合 「医師が労務不能と認めていない期間」や「受診がなかった期間」についても「療養状況申立書」を記載・提出することで、コロナの場合はほとんどが認められている
備考	-	一人目の発症者について、今回は業務以外での感染ルートが確実だったため申請希望がなかったが、不明かつ業務上の可能性があり労災申請を希望する場合は、最初の発症者についても申請は可能であり、場合によっては労災認定されるとのこと